

○徳島県生活環境保全条例（平成十七年三月三十日徳島県条例第二十四号）の一部抜粋

徳島県生活環境保全条例をここに公布する。

徳島県生活環境保全条例

（省 略）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（省 略）

十四 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為をいう。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為その他生活環境の保全上必要な措置が図られ、かつ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為を除く。

（省 略）

（土砂等の埋立て等による崩落等の防止）

第六十一条 土砂等の埋立て等をする者及び土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合において、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（省 略）

（許可申請の手続）

第六十三条 前条第一項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(省 略)

二 特定事業区域及び特定事業に供する施設(以下この節において「特定事業場」という。)の位置及び面積

(省 略)

九 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造

(省 略)

十二 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置

(省 略)

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として一年未満の期間において土砂等の堆積を行う特定事業(以下この節において「一時堆積事業」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(省 略)

四 特定事業場の構造

五 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置

(省 略)

(市町村長の意見の聴取)

第六十四条 知事は、第六十二条第一項の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該申請に係る特定事業の施工に関し生活環境の保全及び住民の生活の安全の確保上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して、当該市町村の長の生活環境の保全及び住民の生活の安全の確保の見地からの意見を聴くものとする。

(許可の基準)

第六十五条 知事は、第六十二条第一項の許可の申請が第六十三条第一項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第六十二条第一項の許可をしてはならない。

(省 略)

三 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(省 略)

五 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。

(省 略)

2 知事は、第六十二条第一項の許可の申請が第六十三条第二項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第六十二条第一項の許可をしてはならない。

(省 略)

三 特定事業場の構造が、当該特定事業区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(省 略)

五 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

(省 略)

3 第六十二条第一項の許可の申請が法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであ

って、当該行為が、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為である場合にあっては、第一項第三号及び第五号並びに前項第三号の規定は、適用しない。

(許可の条件)

第六十六条 知事は、生活環境を保全し、又は住民の生活の安全を確保するために必要があると認めるときは、第六十二条第一項の許可に条件を付することができる。

(省 略)

(標識等の掲示等)

第七十三条 第六十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第六十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界に、規則で定めるところにより、その境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(完了等の届出)

第七十四条 第六十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは二月以上休止したとき、又は二月以上休止しようとするときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による廃止又は休止の届出をしようとする者は、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(省 略)

4 知事は、第一項の規定による廃止又は休止の届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 第三項又は前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第一項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生

を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(省 略)

(許可の取消し等)

第七十六条 知事は、第六十二条第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(省 略)

2 前項の規定による第六十二条第一項の許可の取消しを受けた者(当該取り消された許可に係る特定事業について次条第一項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取り消された許可に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令)

第七十七条 知事は、第六十二条第一項又は第六十七条第一項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の撤去その他の当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第七十四条第二項若しくは第五項又は前条第二項の規定に違反した者に対し、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(関係書類の閲覧等)

第七十八条 第六十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を施工する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

(省 略)

3 知事は、第六十二条第一項の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の完了若しくは廃止の日又は当該特定事業に係る第七十六条第一項の規定による第六十二条第一項の許可の取消しのあった日の翌日から起算して五年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保

全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

(省 略)

※ 下線部分が主な改正予定箇所